

## 第 1 5 7 回 役 員 会 議 事 要 録

1 日 時 平成 2 3 年 1 月 2 5 日 (火) 1 3 : 3 0 ~ 1 3 : 4 0

2 場 所 事務局第 3 会議室

### 3 議 事

#### (1) 国立大学法人長崎大学基本規則等の一部改正について

理事（総務・情報担当）から、次の 3 つの理由から国立大学法人長崎大学基本規則を一部改正することについて、資料 1 - 1 に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

- ① 本学の大学院に工学研究科及び水産・環境科学総合研究科を設置すること。
- ② 水産・環境科学総合研究科を設置することに伴い、学内共同教育研究施設である長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センターを同研究科の附属施設とすること。
- ③ 部局長に関する規定を見直し、教育学研究科長、経済学研究科長及び病院長の選考に関する規定を長崎大学部局長選考規則において規定すること。

次に、理事（総務・情報担当）から、本学に工学研究科及び水産・環境科学総合研究科が設置されることに伴い、両研究科長の選考等並びに工学部長、教育学研究科長、経済学研究科長及び病院長の選考に関する規定を整備するため、長崎大学部局長選考規則を一部改正することについて、資料 1 - 2 に基づき提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

続けて、理事（総務・情報担当）から、本学に工学研究科を設置することに伴い、同研究科に置くことができる副部局長の数を 4 人以内とするため、長崎大学副部局長規則を一部改正することについて、資料 1 - 3 に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

#### (2) 長崎大学本給の調整額支給細則の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、本学の給与に関する規程等の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成 2 2 年人事院勧告を受けて改正され、調整基本額表が改定されたことに伴い、本学の規定を見直し、長崎大学本給の調整額支給細則を一部改正することについて、資料 2 に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

#### (3) 長崎大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、本学の給与に関する規程等の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成 2 2 年人事院勧告を受けて改正され、昇格時号俸対応表が改定されたことに伴い、本学の規定を見直すため、長崎大学職員の初任給、昇格、

昇給等の基準に関する細則を一部改正することについて、資料3に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

(4) 長崎大学特殊勤務手当支給細則の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、平成23年度以降の入学選抜における不測の事態に対する再試験の実施に備えて毎年度予備問題を作成することが入学選抜委員会において決定されたこと等に伴い、業務量の増加に見合う入試手当の額を定めるため、長崎大学特殊勤務手当支給細則を一部改正することについて、資料4に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

(5) TA・RAの時間給改定及びRAの標準勤務時間数緩和について

理事（人事・評価担当）から、配分予算の範囲内において、若手研究者としての研究遂行能力の育成効果を維持しながら多くの大学院生へ経済的支援を行うための方策として、TA及びRAの時間給単価の引き下げを行うとともに、RAの標準勤務時間数の緩和を行うことが、教務委員会において了承された旨の経過説明があった後、TA・RAの時間給の改定及びRAの標準勤務時間数を緩和することについて、資料5に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり了承された。

(以上)